

## 平成18年度外務省政策評価(平成17年度に実施した施策に係る政策評価)の結果の政策への反映状況

### I. 地域・分野

#### 1. 対アジア大洋州外交

基本政策目標: 地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係の構築

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
1 - 1 東アジアにおける地域協力の強化	東アジア地域の地域協力の枠組みを活用した連携の強化	「 <b>目標の達成に向けて相当な進展があった。</b> 」 (理由)平成17(2005)年度においては、首脳レベルをはじめ相当の進展があった。特に、アジアにおいて様々な歴史的变化が生じている中、東アジア共同体形成に向けた取組は、中長期的目標として少しずつ進めていくものであるが、第1回目となる2005年の東アジア首脳会議で、地域協力に係る基本的原則について首脳レベルで意見集約が図られたことは、相当の進展があったものと評価できる。	東アジア首脳会議を通じた各国との連携をさらに実質化するため、第1回会議の成果に立脚して、同会議参加国による具体的な協力の進展を図る。(平成18年度予算額 546,245 千円)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
1 - 2 朝鮮半島の安定に向けた努力	日朝間の諸懸案を包括的に解決し、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化	「 <b>目標の達成に向けて進展があった。</b> 」 (理由)核問題については、第4回六者会合において「共同声明」の採択に成功し、北朝鮮はすべての核兵器及び既存の核計画の検証可能な放棄を約束するなど、北朝鮮の核問題の平和的解決の重要な基礎を築くことができた。拉致問題については、2度の日朝政府間協議及び日朝包括並行協議において、生存者の早期帰国、真相究明、容疑者の引渡しを改めて強く求めたが、具体的進展を得ることはできなかった。ただし、我が方の広範な懸念や要求を直接伝えたことには一定の意義があった。また、国連総会における「北朝鮮の人権状況」決議の採択は、拉致問題解決へ向けた国際的な圧力となっている。	(1)六者会合の早期再開、及び「共同声明」の早期かつ誠実な履行による北朝鮮の核廃棄実現を図る。 (2)拉致問題に対する北朝鮮側の前向きな対応を引き出すための、「対話と圧力」の考え方に基づいた対応振りの具体的検討(平成18年度予算額 1,311,705 千円)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
1 - 3 未来志向の日韓関係の推進	良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、また、これを通じての地域の平和と繁栄への寄与	「 <b>目標の達成に向けて進展があった。</b> 」 (理由) (1)日韓関係がぎくしゃくした時期においても外交当局間の対話は維持されるなど、政治分野の対話の促進は確実に維持されて	(1)竹島問題等の懸案に対する我が国の立場について韓国側の理解を得るための粘り強い働きかけと、大局的な観点からの未来志向の日韓関係の強化を併せて進展させる。

		<p>いる。ただし、日韓首脳会談については、11月のAPECにおける会談以降、会談がなされていない状態となっている。</p> <p>(2)人的交流の拡大については、「日韓交流おまつり」をはじめとする「日韓友情年2005」の下での文化交流事業や、短期査証の無期限免除、羽田 - 金浦の直行便の倍増等により、400万人を越える日韓間の往来と相互理解の醸成がなされた。</p> <p>(3)過去を巡る諸懸案についても、首脳・外相会談での確認や政府間協議の開催等を通じ、人道的観点からの誠実な対応が進められている。</p> <p>(4)北朝鮮問題に対しては、日韓が連携・協力して北朝鮮の核廃棄を求め、第4回六者会合において「共同声明」の採択に成功、北朝鮮が「すべての核兵器及び既存の核計画の検証可能な放棄」を約束する等、朝鮮半島の非核化へ向けた重要な基礎を築くことができた。</p> <p>(5)日韓経済の緊密化については、日韓間の貿易は増加し、投資も高い水準を維持している。FTA交渉については再開の具体的な目処は立っていないが、日韓FTA交渉の開始とともに2002年以降中断されていた次官級による日韓ハイレベル協議を再開することに合意する等、外交当局間による対話は進展した。</p>	<p>(2)北朝鮮の核問題に加え、拉致問題における日韓間の連携・協力の強化を図る。</p> <p>(3)日韓FTA交渉の早期再開を目指して韓国側に働きかけていく。 (平成18年度予算額 675,296 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
1 - 4 未来志向の日中関係の推進	日中友好関係の発展・強化と日中間に存在する諸懸案の緊密な対話を通じた解決	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b></p> <p>(理由)日中の様々なレベルでの対話を実施されたほか、個別の懸案や経済分野に関する事務レベルでの会合を頻繁に実施。率直かつ建設的な意見交換を通じ、交流事業の立ち上げ等、一定の成果がみられた。</p>	<p>個別の分野における懸案の解決と幅広い分野における共通利益の拡大を更に推し進めるためには、対話の一層の強化と、青少年を含む幅広い国民間の相互理解・信頼醸成を促進させる。(平成18年度予算額 574,112 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
1 - 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー等との友好関係の強	二国間関係の更なる強化。特に、メコン地域開発支援等域内経済格差是正への取組を通じた地域	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b></p> <p>(理由)我が国が行っているメコン地域開発を通じたASEAN域内の格差是正や、二国間経済協議を通じた日本との経済関係</p>	現時点でわが国との間で二国間経済連携協定締結交渉を開始する予定のないカンボジア、ラオス、ミャンマーに対しては、ASEAN加盟国間でAJCEP(日

化	の平和と安定への貢献	の強化の成果は、事務事業の評価の欄に記載した内容や各種統計資料によっても示されている。	ASEAN 包括的経済連携)による裨益効果の差異を最小限に抑えとの観点から、投資促進分野を中心に、先方の要望に応じる形でのきめ細やかな補完的取組を行う。(平成18年度予算額 31,452 千円)  ・ 平成19年度の重点外交政策である。
1 - 6 インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化	二国間関係の更なる強化。インドネシア、マレーシアに重点を置いた二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交の展開	「 <b>目標の達成に向けて進展があった。</b> 」 (理由)平成17年度中、ハイレベルの二国間会談が一層活発に実施されたのに加え、様々な分野・レベルでの交流・協力が進み、インドネシア及びマレーシアとの二国間関係は一層深化・拡大したため、進展があったといえる。	更なる高みを目指して二国間関係を一層発展させるべく、引き続き、二国間の対話・交流の継続、促進、EPA交渉の早期妥結・発効、地域の共通課題への協力強化等に取り組む。(平成18年度予算額 78,725 千円)  ・ 平成19年度の重点外交政策である。
1 - 7 南西アジア諸国との友好関係の強化	二国間関係の更なる強化。特に潜在力の大きなインドとの連携(戦略的パートナーシップ)の強化	「 <b>目標を達成に向けて相当な進展があった。</b> 」 (理由)5年ぶりとなる総理のインド・パキスタン訪問、パキスタン首相、バングラデシュ首相の訪日を実現した。特にインドの間では首脳会談後に共同声明及び「8項目の取組」が発出され、今後の戦略的パートナーシップ強化の基礎固めがなされた。更に18年1月の麻生外務大臣のインド訪問で外相間の戦略的対話の開始、EPAの真剣な検討、人的交流の拡大を目指す「麻生プログラム」の立ち上げが合意されたこと、インドが3年連続で円借款の最大の受取国となったこと等は、総合的に見て、日印間の戦略的パートナーシップの強化という目標に向けて、想定以上の成果があったことを示している。	南西アジア、とりわけインドの重要性が益々高まる中、最も重要な経済関係強化のみならず、要人往来、各種協議、経済協力を通じその他の分野でもバランスよく具体的施策を講じる。(平成18年度予算額 77,239 千円)  ・ 平成19年度の重点外交政策である。
1 - 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化	大洋州島嶼国との友好協力関係の深化と対日協力姿勢の確保	「 <b>平成17年度の目標を達成した。</b> 」 (理由)安保理改革等、国際場裡で島嶼国からの支持を得たため。 なお、施策の目標は中期的な性格のものであり、今後も継続する。	平成18年5月に実施した第4回日・PIF首脳会議(太平洋島サミット)において我が国とPIF諸国の新たな協力枠組である「より強く繁栄した太平洋地域のためのパートナーシップ」を策定。次回島サミットまでに同枠組に基づく協力のフォローアップを通じ、我が国と太平洋諸国間の協力を更に強化していく。(平成18

			年度予算額 164,149 千円) ・ 平成19年度の重点外交政策である。
--	--	--	------------------------------------------

## 2. 対北米外交

基本政策目標: 我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係の更なる推進

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
2 - 1 米国との政治分野での協力推進	日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b>            (理由) ブッシュ大統領の訪日を実現し、種々の機会に外相会談や日米戦略対話が行われたことから、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、想定以上の成果があったことを示している</p>	<p>北朝鮮、イラク、テロとの闘い、在日米軍の再編、国連改革といった、日米両国の協力を確保すべき当面の案件について、我が国の国益に合致した結果を得るために、引き続き、米国との間での政治分野での協力を更に推進する。(平成18年度予算額 91,739 千円)</p> <p>・ 平成18年度の重点外交政策である。</p>
2 - 2 米国との経済分野での協力推進	日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協力の推進	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b>            (理由) 「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえ、国益が増進する筋道が具体的につけられたことは予想以上の進展といえる。</p>	<p>今後、日本経済の変化や国際経済での新たな展開を踏まえ、日米間の既存のメカニズムを活用しつつ、二国間の事項にとどまらず、国際経済が抱える様々な課題についても積極的に対話と協力を進めていく。(平成18年度予算額 63,585 千円)</p>
2 - 3 米国との安全保障分野での協力促進	日米安保体制の信頼性の向上、在日米軍の円滑な駐留の確保	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b>            (理由) 安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続に関しては、日米の役割・任務・能力、及び在日米軍の兵力態勢再編について、「2 + 2」を開催し共同文書を発表するという大きな成果が得られた。弾道ミサイル防衛分野では日米共同開発の着手を発表し、在日米軍駐留経費負担の分野では新たな特別協定の署名にこぎつけるなど、平成17年度は日米協力の深化が特に顕著に現れた。            また、SACO最終報告の着実な実施に関しては、長年に渉る懸案であった普天間飛行場代替施設の建設場所について、日米が「2 + 2」共同文書で合意するという大きな進展があった。さらに日米地位協定の運用改善に関しては、刑事裁判手続上の運用の改善が実際の事件でも極めて適切に反映された。</p>	<p>引き続き日米安全保障条約に基づく日米安保体制の信頼性を一層高めつつ、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、円滑な駐留を確保していく(平成18年5月には、再編に関する最終報告を発表)。(平成18年度予算額 4,624 千円)</p>

		<p>以上のように、平成 17 年度には、日米安保体制の信頼性の向上・在日米軍の円滑な駐留の確保という施策目標の達成に向けて、当初想定した以上の相当な進展があった。</p>	
2 - 4 カナダとの政治分野での協力推進	日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の強化	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b>  (理由) 種々の機会に首脳会談や外相会談が行われたことから、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、加との緊密な連携の強化という目標に向けて、十分な成果があったことを示している。</p>	日加安保シンポジウム開催等による安全保障分野での協力等日加両国の更なる協力が期待できる分野について、我が国の国益に合致した成果を得るために、引き続き、加との協力を推進する。(平成18年度予算額 6,090 千円)
2 - 5 カナダとの経済分野での協力推進	日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための政策の推進	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b>  (理由)  (1) 所期の目的である「日加経済枠組み」文書が日加両国首脳の間で署名され策定されたことは大きく評価できる。  (2) 日加経済枠組みに基づく貿易及び投資の潜在力を最大限までに引き出されることを制限する現行の措置の検討並びに更なる貿易及び投資自由化並びに関連政策上の手段の及ぼす影響についての便益と費用についての検討を行う共同研究及び個別の協力分野を協議する協力作業部会が設置されて作業が進展した。  また、共同研究の実施に当たり、我が国業界団体及び有識者からの意見聴取を行う等、民間部門の関与を認めている点は高く評価されている。</p>	日加経済枠組みの下で行われている日加共同研究は、その研究結果に基づいた更なる施策の企画・立案を行うことにより、日加経済関係の更なる推進を図っていく。(平成18年度予算額 12,462 千円)

### 3. 対中南米外交

基本政策目標：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係の構築

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
3 - 1 中米諸国等との協力及び交流の強化	経済関係の再活性化 国際場裡における協力関係強化 相互理解の促進	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b>            (理由)日墨 EPA の発効に伴い、日メキシコ経済関係は拡大し、その他の分野でも、2004 年の日メキシコ首脳会談で合意された各案件が着実に実施された。また、日・中米交流年についても、日本・中米首脳会談を始め様々な行事が開催され、安保理改革等の国際場裡における協力が確認されるなど、想定以上の進展があった。</p>	<p>本年は、昨年8月に実施された日本・中米首脳会談のフォローアップとして、日・中米ビジネスフォーラムを開催し、我が国と中米諸国との投資・貿易促進に努めた他、日墨 EPA の関連では協定締結時に合意に達しなかった鶏肉、牛肉、オレンジ生果の枠内税率及び数量割当につき合意に達する等、メキシコや中米諸国との経済面での関係強化に種々の進展が見られた。また、複数の国で大統領選挙が行われたが、メキシコとは活発な要人往来、首脳間の合意に基づく第2回日墨文化サミットの実現、アエロメヒコの直行便の乗り入れ開始等を通して、また、ニカラグアに対しては、公正な選挙の実施のための選挙支援活動及びエルサルバドルの大統領の招聘を通じ、昨年の日・中米交流年で築いた日本と中米諸国との協力関係の更なる強化に努めた。(平成18年度予算額67,889千円)</p> <p>・ 平成19年度の重点外交政策である。</p>
3 - 2 南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化	経済関係の再活性化 国際場裡における協力関係強化 相互理解の促進	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b>            (理由)「協力」強化の一環として、伯とG4の枠組みで国連・安保理改革に向け協力して対処したこと、及び日・チリEPA締結交渉開始に合意したことは成果であった。また、「交流」の強化に向け、2005年度を通じ5人の元首を始めとする多数の要人の訪日を実現し、これらの国々と二国間関係強化や国際場裡における協力等に関する数多くの合意がなされたことは、当初の想定を超えて大きな成果であった。また、在日ブラジル人を巡る諸課</p>	<p>2006年度は、ブラジル・チリ等の主要国を始めとする南米・カリブ諸国との経済関係再活性化を進め、日チリEPA交渉の終結、ブラジルにおけるデジタルテレビ日本規格の採用等の成果があった。また、多くの国で大統領選挙が行われたところ、ボリビア・ペルー外相の訪日、APEC首脳会議の際の日チリ首脳会談等を通じて、二国間関係及び国際場裡における新政権との友好協力関</p>

		題について具体的な取組が進められた。	係の維持・強化に努力した。さらに、2008年の日伯交流年に向けた日伯交流の拡大、在日ブラジル人を巡る諸問題についても取り組みを進めた。(平成18年度予算額 43,992 千円)  ・ 平成19年度の重点外交政策である。
--	--	--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4. 対欧州外交

基本政策目標: 統合の深化と拡大を続けるEUとの関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係の強化

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化	基本的価値を共有する欧州との共通の認識の醸成、協力関係の構築、法的枠組みの構築、人的ネットワークの構築	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b> (理由) 一般的に日・欧間で対話が定着し、認識の共有が図られた。認識を異にする案件(EUの対中武器禁輸問題)についても戦略的対話の開始等進展有り。欧州地域との具体的協力はOSCE、CEを中心に着実に実施。法的枠組み構築については日英租税条約の署名、日仏租税条約交渉の開始、日蘭社会保障協定交渉の開始があり進展。人的ネットワーク構築については2005年日・EU市民交流年が成功。知的交流、人的交流も着実に実施。</p>	<p>安全保障面での欧州との認識共有のため、EUとの戦略的対話の継続・拡充、NATOとの対話強化を重視。また、日・EU市民交流年の成果を踏まえ、さらなる日・EU間の人的ネットワークの有効な構築と交流のすそ野の拡大を重視。(平成18年度予算額89,120千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
4 - 2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	二国間関係及び国際場裡における友好な関係の継続・促進及び共通の課題に関する協力関係の継続・促進	<p><b>「目標の達成に向けて相当の進展があった。」</b> (理由) (1) 愛知万博による各国要人の訪日の際に経済関係者同士の会談、投資セミナーの開催、物産展の開催など経済交流活発化のためのきっかけとなりうる様々な機会をつくることができた。 (2) 従来から蓄積された外交活動に加え、二国間会談の場を多く作り出すことに成功したため、十分な協議を行うことが可能となり、安保理改革に関するG4決議案では西欧諸国から多くの共同提案国、賛成国を得ることに成功した。</p>	<p>対話の継続に関しては、既存の友好関係に甘んじることなく、周年行事を契機に北欧諸国、バルト諸国との間で双方向の充実した往来を実現するなど、二国間関係を活性化させ、更なる緊密化をはかる。(平成18年度予算額83,922千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
4 - 3 中東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	二国間関係の更なる強化及び共通の課題に関する協力関係の構築	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b> (理由) (1) 愛知万博による各国要人の訪日の際に経済関係者同士の会談、投資セミナーの開催、物産展の開催など経済交流活発化のためのきっかけとなり得る様々な機会をつくることができた。 (2) 従来から蓄積された外交活動に加え、二国間会談の場を多く作り出すことに成功したため、十分な協議を行うことが可能と</p>	<p>G8サミット(ロシア)、南東安定のための国際的枠組み、我が国が主催する南東欧投資促進セミナー等の機会を活用することで二国間及び多国間の協議の場を創造し、二国間関係の更なる強化と国際社会における共通の諸課題に対する二国間及び多国間の協力関係強化に努めている。 また、昨年に引き続き日・ハンガリー協力、日独フ</p>

		なり、安保理改革に関するG4決議案では中・東欧諸国から多くの共同提案国を得ることに成功した。	<p>フォーラム、日澳21世紀委員会などの賢人会議及び各種招聘を通じた二国間関係の質的強化を進めている。(平成18年度予算額 49,887 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
4 - 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	中央アジア諸国との二国間関係の更なる強化 中央アジア地域内協力及び市場経済化の促進	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由)我が国と中央アジア諸国との新たな協力の枠組みとして昨年度に立ち上げられた「中央アジア+日本」対話の下、本年度に実施された第2回高級実務者会合(SOM)において、地域内協力及びビジネス振興面での協力の具体化に向けた議論が集中的に行われた他、「中央アジア+日本」知的対話(「東京対話」)において、我が国と中央アジア諸国との協力の具体化に向け有識者間の議論を深めたことは、目標の達成に向け進展があったことを示している。</p>	<p>平成18年度においては、平成17年度に実施したSOMや知的対話の成果を踏まえ、6月に東京で「中央アジア+日本」対話第2回外相会合を開催し、地域内協力を中心とする「行動計画」が採択され、今後の協力の具体的な方向性・案件を特定することが出来た。また、8月には我が国総理として初めてカザフスタン及びウズベキスタン訪問が行われ、中央アジアに対する我が国の積極的な関与を内外に強く示すと共に、「中央アジア+日本」対話を含む二国間関係全般に亘る関係発展に大きな弾みがもたらされた。(平成18年度予算額 27,014 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
4 - 5 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展	領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由)本年度も様々な機会・レベルを通じて平和条約締結問題につき粘り強い交渉が行われ、平成17年11月のプーチン露大統領の訪日の際、両首脳間で、これまでの様々な合意及び文書に基づき、日露両国が共に受け入れられる解決を見出す努力を行うことで一致した。</p> <p>また、平成17年度における日露間の貿易高が過去最高を更新したほか、11月のプーチン大統領訪日の際にはテロとの闘いに関する文書を始めとする12の実務文書が日露間で署名される等、「日露行動計画」の着実な実施による幅広い分野での日露協力の拡大が見られる。これらのことは、日露相互の信頼関係を深め、平和条約締結にも資すると考える。</p>	<p>平成18年11月に日露首脳・外相会談を行う等、平和条約締結交渉を精力的に継続。また、日露議員間交流等の政治対話の深化や青年交流等の文化・国民間交流の進展等、「日露行動計画」の着実な実施を通じた、幅広い分野における日露関係の一層の発展を図っている。(平成18年度予算額 818,638 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>

## 5. 対中東外交

基本政策目標: 中東地域の平和と安定、経済的発展及び中東における我が国の国際的な発言力の強化

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
5 - 1 中東和平実現に向けた働きかけ	中東和平の実現への貢献	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>            (理由) 我が国の取組に関しては、イスラエル・パレスチナ両紛争当事者のみならず、米やアラブ諸国などから高く評価されており、目標達成に向けて進展があった。</p>	<p>中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠。我が国としては、平成18年7月の小泉総理による現地訪問に引き続き、状況を注視しつつ、関係国を連携して政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平進展に積極的に働きかける考え。特にパレスチナ支援については、人道支援を継続しつつ、イスラエルとの和平路線を堅持するアッバース大統領への支援、及び将来のイスラエル・パレスチナの共存共栄に向けた中長期的取組である「平和と反映の回廊」構想の具体化に取り組む考え。(平成18年度予算額 47,948 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
5 - 2 イラクの平和と安定のための支援	イラクの平和と安定への貢献	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b>            (理由) 治安、内政等のイラク国内事情による制約はあったものの、我が国を始めとする支援国の協調の下、平成17年度において新政権発足に向けた3回の選挙(1月の国民議会選挙、10月の憲法草案に対する国民投票、12月の国民議会選挙)が成功裏に終了したことは、目標に向けて相当な進展があったものと評価できる。人道支援の分野、ODA、二国間関係の分野においても国際的に高い評価を得ており、相当の進展があったと評価できる。</p>	<p>イラクに対する支援を効果的に行うためには、イラクにおけるニーズに対応すること及び国際社会と協調することが重要であるが、このため、今後ともイラク新政府、他の国際社会と緊密に連携しつつ、状況の変化を絶えず見極めることとする。</p> <p>ODAによる支援については、既に「当面の支援」である無償資金援助15億ドル分について実施・決定されていることから、今後「中長期的支援」として円借款を中心とする最大35億ドルの支援を効果的に実施していく。(平成18年度予算 27,416 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>

<p>5 - 3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援</p>	<p>アフガニスタンの安定への貢献</p>	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>  (理由)アフガニスタンは未だ治安情勢については不安定なもの、国会の開会による統治機構整備プロセスの完了など、国際社会の協力を得つつ、着実に復興の道を歩んでいることから、我が国の人道支援及び和平の定着を念頭に置いた各種支援がこれに貢献しているものと評価できる。アフガン政府要人よりの我が国支援に対する評価は高い。</p>	<p>復興には進展が見られるものの依然道半ば。非合法武装集団の解体、法の支配の強化、治安の回復、麻薬依存体質経済からの脱却、地方開発の促進等の課題が山積している。アフガニスタンの安定のためにも、引き続き支援していく。(平成18年度予算額13,591千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
<p>5 - 4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大</p>	<p>中東における我が国の国際的な発言力の強化</p>	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>  (理由)多くの要人往来が実施され、それぞれが中東における我が国の国際的な発言力の強化につながった、また、日・アラブ対話フォーラムについては、全体会合は開催されなかったが、タスク・グループ会合が開催され、少人数で分野を絞った活発な意見交換が行われ、イスラム世界との文明間対話セミナーについても第4回が開催され、全セッションを公開にすることにより参加者のみならず聴衆も交えた形での議論も行われるなど、着実に実績を積み重ね、内容も深まっている。こうした我が国の政策が評価された一例として、平成15年度以降毎年アラブ連盟首脳会議へのオブザーバー参加が要請され、17年度はスピーチを実施した数少ないオブザーバー国となった。</p>	<p>中東和平やイラク問題等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与していくにあたっては、中東諸国からの理解と支持を得ることが重要。その意味から、これまで中東・イスラム諸国との間で実施されてきた対話関連事業は有意義であり、平成18年5月に東京で「日本・アラブ対話フォーラム第4回会合」を開催、平成19年には「イスラム世界との文明間対話セミナー」開催を予定するなど、今後もこのような取組を積極的に推進していく考え。(平成18年度予算額65,343千円)</p>

## 6. 対アフリカ外交

基本政策目標: オーナーシップとパートナーシップに基づくアフリカ開発の促進と国際社会でのリーダーシップの強化、及び、アフリカとのバイ・マルチでの協力関係の強化

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
6 - 1 TICADプロセスを通じたアフリカ開発の推進、平和と安定の実現のための支援の推進	アフリカ諸国のオーナーシップ(自助努力)とパートナーシップ(連携)に基づく持続可能なアフリカ開発の推進	<b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b> (理由) 2005年は、アジア・アフリカ首脳会議(4月)、G8グレンイーグルス・サミット(7月)、国連首脳会合(9月)、WTO香港閣僚会議(12月)等の国際会議において、アフリカ開発が主要なテーマとなる「アフリカの年」であったが、我が国はこの機運を捉え、様々な対アフリカ支援策を発表したほか、既に発表していた支援策の着実なフォローアップを行った。平成18年2月にはTICAD平和の定着会議を開催し、アフリカにおける平和の定着の重要性を再確認し、また、自らも種々の支援策を発表し、着実にこれを実施した。これらTICADプロセスを基軸とする日本の対アフリカ政策は、アフリカ及び国際社会から一様に高い評価を得、アフリカのオーナーシップ及び国際社会のパートナーシップを高めることができた。	平成20年のTICAD 開催に向け、今後は、平成17年度に表明した3年間のアフリカ向けODA倍増等の対アフリカ支援策を着実に実施していくとともに、引き続きTICADプロセスを推進していく。(平成18年度予算額 71,640 千円(施策6 - 1～施策6 - 3まで共通))  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
6 - 2 G8、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化	アフリカにおける平和・安定と経済社会開発の促進 アフリカへの協力に関する他の先進国等との関係の維持・強化	<b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b> (理由) 従来からの対アフリカ支援の着実な実施、本年の新施策の発表等を通じ、アフリカにおける平和・安定と経済社会開発の促進に貢献した。また、「アフリカの年」に際して、アフリカ問題解決への意思を共有する先進諸国との対話・協調を特に効果的に行うことができ、同問題への対処における重要なアクターとしての我が国の存在感を示すことができた。	「アフリカの年」に盛り上がったアフリカ問題解決に向けた機運を維持しつつ、国際的枠組みでの対話・協調の継続を図り、平成17年に打ち出した新施策等を着実に実施していく。(平成18年度予算額 71,640 千円(施策6 - 1～施策6 - 3まで共通))  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
6 - 3 アフリカとの重層的な交流の実施	アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保及び日本国内でのアフリカへの関心喚起	<b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b> (理由) (1) アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保については、要人往来、国際会議での会談等を通じて、様々なレベルでの会談・意見交換が行われ、相互理解が深まった。また、本年は国連安	現在高まっている日本国民のアフリカへの関心を更に高めていくため、要人往来を活発化させ、また国内での広報活動を積極的に実施する。(平成18年度予算額 71,640 千円(施策6 - 1～施策6 - 3まで共通))

		<p>保理改革やWTOにおける途上国の開発問題など、アフリカとの協力が重要となったことから、アフリカとの連携を目指して活発な協議を行った。これらを通じて我が国の立場への支持や共感が示される等の一定の成果が得られた。</p> <p>(2)日本国内でのアフリカへの関心喚起、愛知万博等を通じて当初の予想以上に、アフリカとの交流が活発に行われた。その結果、アフリカンフェスタへの過去最高の入場者数に象徴されるように、国内でのアフリカに関する関心はかなり高まっているといえる。実際、内閣府実施の外交に関する世論調査(2005年10月)では「アフリカ諸国に親しみを感じる」人の割合が過去最高となり、想定以上の成果が得られた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

## 7. 国際の平和と安定に対する取組

基本政策目標: 国際貢献能力の向上及び国際貢献の積極的推進

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
7 - 1 日本の安全保障政策に関する外交政策(イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策、平和活動への自衛隊派遣、ASEAN地域フォーラム(ARF)、及び安保対話の実施による地域安全保障促進と協力関係強化)	中東地域の平和と安定、繁栄の実現 アジア太平洋地域の平和と安定の確保	<p>中東地域の平和と安定、繁栄の実現 <b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由)イラク復興支援、アフガニスタンにおける「テロとの闘い」に対して成果があがっており、また、各国要人より高い評価が示されている。</p> <p>アジア太平洋地域の平和と安定の確保 <b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由)第12回ARF閣僚会合で、テロ対策、海上安全保障、大量破壊兵器の拡散問題及び地域の防災・災害対策の分野に協力して取り組むことの重要性を確認し、テロ対策等における情報の共有に関する声明が採択され、また、「海上安全保障のキャパシティ・ビルディングに関するARFワークショップ」が東京で開催される等、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標に向けて、進展があったと言える。</p> <p>さらに、二国間の安保対話を行ったことは、各国との相互の信頼関係を高め、安全保障分野での協力関係を進展させる上で有益であった。</p>	<p>中東地域の平和と安定、繁栄の実現 イラク、アフガン等における国際的な安全保障を改善するための国際社会の取組の状況、現地の情勢を踏まえ、我が国の活動のあり方を検討する。</p> <p>アジア太平洋地域の平和と安定の確保 (イ)ARFが安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場として、「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進しているが、予防外交(具体的な行動)に本格的に取り組むための機能強化を目指す。</p> <p>(ロ)各国との安全保障分野での協力関係の更なる進展をはかる必要がある。</p> <p>(平成18年度予算額 9,626 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
7 - 2 国際平和協力の拡充、体制の整備	平和の定着(和平プロセスの促進、国内安定・治安の確保、人道復旧支援)	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由)「平和の定着」支援は対象国・地域における変化する現地情勢や各国・機関等の動向をにらみつつ、我が国として行いうる支援を検討する多角的取組。今年度実施したスーダン PKO (UNMIS)への物資協力は、UNMIS に参加する地域諸国の平和に向けた取り組み(オーナーシップ)と組み合わせた協力として初めての試みであり、高い政策的意義が認められる。また、当省よりUNMIS に省員を一名派遣したほか、ODA による1億ドルにのぼるスーダン支援も8割近くが実施中であり、スーダン和平</p>	<p>本年7月末及び10月末にコンゴ民主共和国への国際平和協力法に基づく選挙監視団派遣を実施した。また、本年10月スリランカ被災民救済のため、UNHCRへの物資供与を実施した。引き続き PKO ミッション等に対する人的・物的貢献を検討する。また、平和構築分野の人材育成のための取組を中心に、中長期的な国際平和協力のための国内基盤の拡充・整備に継続的に取り組んでいる。(平成18年度予算額 21,336 千円)</p>

		<p>に対し、我が国として包括的な取組を実施することができた。</p> <p>また「平和の定着」のための国内体制・人的基盤整備については、今年度から開始した国際平和協力調査員を活用しつつ、例えば国際平和協力セミナーを契機として有識者や NGO 関係者とのネットワークの整備・拡充を実施。平和活動の現場における課題(例:軍民協力のあり方)の最新状況について認識を共有し、政策的議論への反映を試みている。かかる取組みについて、内外有識者・実務者を問わず好意的な評価を得ている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
7 - 3 国際テロ対策協力	国際テロ対策への貢献	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b></p> <p>(理由)テロリストは、現在、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限利用し国境を越えて活動している。我が国は、テロリストに安住の地を与えず、いかなる国もテロ対策の抜け穴となってはならないという立場から、資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成において、ODAを活用しつつ、途上国のテロ対処能力向上支援を実施しているが、テロ対策関連セミナーへの研修員の受け入れ及び専門家の派遣等によって、知見・体験を共有し、参加国のテロ対処能力向上に貢献した。また、各国のテロ対策への取組、課題を克服しようという意思も強化されてきており、我が国の継続的取組が一定の成果を挙げていることを現していると言える。テロ防止関連条約締結促進セミナーにおいて、最終的に、今後各国が条約締結及び履行を行う上での課題及び目標を特定できたことは、同セミナーの趣旨及び目的に即した成果であり、今後の取組に資するものと言える。</p> <p>また、国連、G8等の枠組みへの参画及びより多くの国との多国間協議及び二国間協議の実施によって、様々な分野で各国との情報交換や政策協調を行うことは、幅広く実効的な協力体制の強化につながり、国際社会における隙のないテロ対策構築へ貢献していると言える。</p>	<p>テロとの闘いは複雑で息の長い取組が必要とされ、継続的に国際テロ対策協力を行っていくことが重要である。自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地から、各国と協力して国際テロ対策に積極的に取り組む。(平成18年度予算額 37,048 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>

<p>7 - 4 国連における我が国の地位向上</p>	<p>国連における我が国の地位向上</p>	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>  (理由)「評価の切り口」で提示した3つの観点((1)議論の活性化、我が国の立場に対する国内外の理解促進、支持拡大の状況、(2)国連改革に関する積極的な広報の状況、(3)安保理非常任理事国としての国際社会の平和と安全に関する積極的な取組の状況)からは、<u>大きな進展があった。</u>  他方、<u>国連における我が国の地位向上と、それを実現するための我が国の常任理事国入りを含む安保理改革については、現時点では具体的な成果に結実していない。</u>しかしながら、安保理改革は、各国の利害が複雑に絡み合う困難な問題であるが、これまで長い間、改革に向けた具体的な動きがとられてこなかったにもかかわらず、第59回国連総会(会期平成16(2004)年9月～平成17(2005)年9月)においては計3本の安保理改革決議案が提出され、また第60回国連総会(会期平成17(2005)年9月～平成18(2006)年9月)においても2本の決議案が上程され、<u>改革の具体案が提示される段階に至った点は、大きな前進であると評価できる。</u>また、かかる具体案の提示に伴い、加盟国間で安保理改革に関する議論が活発となり、改革に向けた気運が高まっているところ、この面でも<u>着実な進展が見られている。</u></p>	<p>多数の国連加盟国の支持を得て安保理改革を実現させるため、米国をはじめとする関係国との協議を通じ、改革の具体案及び改革実現のための方策を検討する。国内外における国連安保理改革に対する支持・理解を広げる取組を続けるとともに、我が国が常任理事国たるに相応しいと評価されるための実績を作る。(平成18年度予算額 37,052 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
-----------------------------	-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 8. 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

基本政策目標: 大量破壊兵器やテロの脅威への取組を通じた、我が国及び国際社会全体の平和と安全の確保

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
8 - 1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散	大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散を通じた我が国及び国際の平和と安全の確保	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b></p> <p>(理由) 国連総会での我が国の核軍縮決議に対する過去最多の支持、CTBT、CWC、BWC、IAEA 追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、国際的輸出管理レジームの強化等を中心に想定された進展があった。</p>	<p>我が国は、今後とも国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化を通じた我が国及び国際の平和と安全の確保のため、様々な外交努力を通じた更なる貢献を行っていく方針である。(平成18年度予算額 1,983,897千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
8 - 2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化	地雷や小型武器等に関する国際的枠組の普遍化・強化、既に非合法に埋設・流通しているこれら武器への対応	<p><b>「目標達成に向けて進展があった。」</b></p> <p>(理由) 目標達成のためには安全保障情勢や他国の意思等の影響を受けるが、小型武器決議案の採択、トレーシング国際文書の採択、軍縮関連の国際会議を通じた我が国の積極的提案・働きかけ等、平成17年度に達成された成果は、一定の前進といえる。</p> <p>また、現場におけるプロジェクトの着実な実施は、枠組の実効性の強化に貢献すると共に、現実の被害を削減することに貢献した。</p>	<p>小型武器、対人地雷禁止条約及び特定通常兵器使用禁止条約の会議への準備、そのフォローアップも含め我が国の取組を引き続き強化していく。(平成18年度予算額 17,652千円)</p>

## 9. 原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力

基本政策目標: 世界規模での原子力平和利用の促進、及び原子力平和利用に関する科学技術の国際的な研究・開発の促進・強化並びに科学技術分野の国際協力の推進

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
9 - 1 原子力の平和利用のための国際協力の推進	IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じた、原子力の平和利用のための確保及び推進	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b></p> <p>(理由) 昨年度の高レベル放射性廃棄物の円滑な海上輸送の実施に続き、本年度も平成18年2月～3月の欧州から日本への高レベル放射性廃棄物の海上輸送が円滑に行われた。右に加え、平成17年度は、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(仮称)」の署名及び核物質防護条約改正の採択等の多数国間の法的枠組み、更に、日ユーラトム原子力協定の署名等、原子力の平和利用の法的枠組みの分野で相当程度の進展があった。</p>	署名・採択された多数国間及び二国間の法的枠組みについては、今後締結・運用に向け、国内省庁との調整を着実に実施していく。(平成18年度予算額 292,697千円)
9 - 2 科学技術に係る国際協力の推進	我が国及び国際社会の科学技術発展	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b></p> <p>(理由) 二国間科学技術協力については伊、米、加、仏、スウェーデン等と政府間会合を実施し、協力の実質内容や枠組みの在り方につき新たな議論の展開を見た。イーター(ITER)計画においてはサイト決定を経て協定交渉が再開、協定締結へ向け前進した。ISS計画では米国によるISS計画見直し結果が発表されたことを受け、我が国が追求すべき目標範囲がより明確化された。宇宙に係るルール作りでは各国意見の集約に向けて進展を見た。ISTCでは、支援国である米、EU、加とともに、露/CIS科学者・技術者の自立化支援のための事業を構築・推進した。</p>	イーター(ITER)計画の実施のために関連条約の成立(条約署名は完了、国会での条約批准に引き続き取り組む)が必要。また我が国実験棟を含めたISS計画の順調な進展確保。(平成18年度予算額 138,382千円)

## 10. 国際経済に関する取組

基本政策目標: 我が国の経済外交における国益の保護・増進

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
10 - 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みの強化 を補完するための二国間及び地域的な経済連携の推進	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) WTOラウンド交渉を中心に上記の目標が相当程度達成された。また、EPAについては、日・メキシコ EPA が平成17年4月に発効に至り、日・マレーシア EPA が署名されたほか、他の交渉も着実に進展しており、目標が相当程度達成された。	(1) WTOドーハ・ラウンド交渉については、平成18年7月にいったん交渉は中断したが、我が国は交渉再開に向け様々な働きかけを行うとともに、11月に再開された実務レベルでの議論に積極的に参加しており、交渉の早期妥結に向けて一層力を入れている。 (2) 現在交渉中及び交渉が新たに開始される予定のEPA交渉については、一層のスピード感をもって各国との交渉を進めている。 (平成18年度予算額 241,538 千円)  ・ 平成18年度の重点外交政策である。 ・ 平成19年度の重点外交政策である。
10 - 2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組	国際経済秩序形成への積極的参画	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 模倣品・海賊版は製造国・地域から世界中に拡散し、我が国産業界にとってもその対策は極めて重要な関心事項となっている。知財について、G8において我が国の問題提起から議題となり、OECD執行委員会等において我が国からの知財に関する国際ルールづくりの重要性を指摘から「OECD模倣品対策プロジェクト」が立ち上がる等、関連の国際条約締結の機運が高まり、国際社会における経済秩序形成に向け前進した。知財以外の分野においても同様に国際社会の経済秩序に参画でき、相当な進展と評価出来る。	(1) G8については、平成17年度に行われたグレンイーグルス・サミットで合意した事項のフォローアップを確実に行うと共に、平成18年度のサンクトペテルブルク・サミットにおいても積極的に議論に参加し、発出された成果文書に我が国の考え方を反映させた。 (2) OECDについては投資環境改善ガイドラインの普及等国際的なルール作り、中東やアフリカ等地域プログラムにおける投資環境改善の実施、新興経済との具体的な協力や共同作業の実施等。 (平成18年度予算額 66,112 千円)  ・ 平成18年度の重点外交政策である。 ・ 平成19年度の重点外交政策である。

<p>10 - 3重層的な経済関係の強化</p>	<p>APEC 及び ASEM を通じて具体的な対話と協力を促進することによる地域(間)連帯の強化</p> <p>日・EU 経済関係の強化と国際的課題に対する日・EU 協力の進展</p> <p>愛・地球博の成功を通じた重層的な経済関係の強化への寄与</p>	<p>「目標の達成に向け相当な進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 昨年より関心が高まった鳥インフルエンザ対策に関するイニシアティブの採択などの取組に積極的に貢献することにより、APEC における貿易の円滑化、貿易の安全確保の分野の具体的協力を寄与した。</p> <p>(2) ASEM の各種会合及び取組への貢献を通じて、政治、経済、社会・文化などの分野において具体的な対策と協力の推進に寄与した。</p> <p>(3) 日・EU 定期首脳協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化について協議が進展した。</p> <p>(4) 博覧会の入場者は、当初目標の1500万人を大きく上回る2200万人。経済交流も活発に行われた。</p>	<p>(1) APEC</p> <p>第14回APEC首脳会議及びその他の各種会合においても、ポゴール目標達成に向け、更なる貿易・投資の自由化・円滑化を推進するとともに、貿易の安全確保等を更に推進。各種プロジェクトを通じて域内経済協力を一層強化している。</p> <p>(2) ASEM</p> <p>ASEM第6回首脳会合及びその他の各種会合に積極的に貢献。ヴァーチャル事務局の立ち上げを完了。</p> <p>(3) EU</p> <p>第15回日・EU定期首脳協議や日・EU規制改革対話等を通じて、引き続き日・EU経済関係の強化及び日・EU協力が進展。</p> <p>(平成18年度予算額 62,945 千円)</p> <p>・ 平成19年度の重点外交政策である。</p>
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>10 - 4 経済安全保障の強化</p>	<p>エネルギー、漁業、海洋問題、食糧問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給の確保</p>	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b>  (理由)以下の成果等を総合的に判断し、経済安全保障の強化に向けて、想定以上に相当な進展があったと考えられる。  (1)米国ハリケーン・カトリーナの被害により不安定化した国際石油市場に対して、国際エネルギー機関(IEA)の協調行動として、我が国の石油備蓄の放出を行った結果、世界的な原油の安定供給及び国際原油価格の安定を確保した。  (2)中西部太平洋まぐろ類条約が国会承認され、国連公海漁業協定の国会提出が閣議決定された。また、捕鯨について、IWC年次会合までに6ヶ国が新規加盟し我が国の立場を支持した。  (3)アジア海賊対策地域協力協定を締結し、また、その早期発効を目指し、関係各国に同協定への早期加盟を働きかけた。  (4)国際海洋法裁判所選挙に際し、我が国が候補者として指名した柳井俊二中央大学教授が同裁判所裁判官に選出された。また、大陸棚延長に関するシンポジウムを開催し、各国の大陸棚限界延長申請準備の促進を図った。  (5)国際穀物理事会の事務局長選挙に際し、我が国の候補者である北原悦男 JICA 理事(当時)が選出され、同理事会での我が国の発言力の強化を図った。</p>	<p>1. エネルギー安全保障強化のための国際協調の推進  (1)APEC、ASEAN+3、東アジア首脳会議等の機会を通じて、アジア太平洋地域を中心とした省エネ等エネルギー協力の重要性についての対話を行っている。  (2)IEA、国際エネルギーフォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約等国際的な枠組における取組強化のための共通認識の醸成に努め、現在、G8サンクトペテルブルク・サミットのフォローアップ及び次回IEA閣僚理事会に向けた準備を行っている。IEA次期事務局長に、田中伸男OECD科学技術産業局長を擁立している。</p> <p>2. 我が国の食糧安全保障強化への貢献  我が国の食糧安全保障の強化を視野に入れつつ、食糧の持続的な生産と安定的な供給の確保等に貢献すべく、FAOへの資金拠出を通じて、国際条約・基準の策定・運用(Codex委員会、国際植物防疫条約(IPPC)等)、国際問題に関する情報の収集・提供等を実施した。また、一次産品については国際穀物理事会及び国際コーヒー機関において、需給状況に関する情報・意見交換等を行った。</p> <p>3. まぐろ漁業、捕鯨、海賊対策協力、200海里を超える大陸棚の設定等に関する取組の継続。(平成18年度予算額 50,776千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
-------------------------	--------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>10 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進</p>	<p>日本企業の利益の増進に対する側面的支援及び対日投資の促進等を通じた日本経済の構造調整と活性化</p>	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>  (理由)  (1) 模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組構想の議論を中長期的に継続していくことについてG8の専門家レベルの理解を得た。  (2) 在外公館より、企業支援の実績報告が多くあった。  (3) 2005 年末対日直接投資残高が 10.5 兆円(一次推計値)まで伸びた。</p>	<p>(1) 更なる企業支援体制充実のため、日本企業支援ホームページの刷新による情報ネットワークの強化や、日本企業支援センター(仮称)の設置(注:平成18年度に、インド、タイ及びチリに「日本企業支援センター」を設置済み)等、より相談しやすい体制の構築を目指す。  (2) 本年6月、新たな対日直接投資残高の倍増目標(2010年までに対GDPで約5%とするもの)を表明。その達成を目指し、「対日直接投資加速プログラム」が決定。今後一層の対日投資・促進に取り組んでいく。  (平成18年度予算額 15,460 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
-------------------------------	-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 11. 地球規模の諸問題への取組

基本政策目標: グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップの発揮

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
11-1 人間の安全保障の推進	人間の安全保障の概念を普及させ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決への貢献	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>            (理由) 国連の主要公式文書においてはじめて「人間の安全保障」を明記し、今後、そのフォローアップを通じて「人間の安全保障」の普及に取り組む確固たる基礎を形成することに成功した他、数多くの国際的フォーラムの採択文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。現場での人間の安全保障を増進するため、「人間の安全保障基金」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」による具体的な事業の実施も着実に進展。</p>	<p>国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップ、「人間の安全保障基金」の実施プロジェクトの事後評価制度の導入。「人間の安全保障」の普及のための取組、現場での実践のための取組の双方を引き続き着実に推進する。(平成18年度予算額 26,041 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
11-2 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組	感染症対策への支援	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>            但し、            (1) 世界基金に対する拠出金は平成17年の1億ドルから平成18年は1.3億ドルに増加しているが、政府のODA予算、外務省予算が軒並み削減されている中であって、期待された程の伸びを示すことができず、世界基金事務局やその他一部の世界基金関係者からは失望の念や我が国政府の意向に対する疑念が表明されている。この点においては「部分的な進展」と評価する。            (2) 「小さく、効率的な事務局の維持、支援事業・実績のモニタリング及び制度の円熟化に向けた貢献」については、事務局規模の拡大は必要最小限に止めることができ、事務局による透明性確保の努力もあってモニタリングは十全に行える体制にあった。また、現在進行中の戦略文書作成や包括的財政原則の堅持についても、少なくとも現時点においては我が国として満足の行くものであり、「目標の達成に向けて相当な進展があった。」と評価する。</p>	<p>平成19年、20年の世界基金に対する拠出を一層増加することにより、期待される成果の達成に貢献する。世界基金が今後とも低中所得国における三大感染症対策の効果的資金供与機関として中心的な役割を果たすことを支援する。(平成18年度予算額 100,000 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>

<p>11 - 3 国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進</p>	<p>国際社会における人権の保護促進</p>	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>  (理由)国際社会における人権分野の意見や価値観の相違は、短期的に解消されるものではなく、継続的に積極的な関与が必要であるが、強化された人権理事会の設立等国連での人権主流化の動きや、我が国も共同提出した「北朝鮮の人権状況」決議が国連総会で初めて採択されるなど、その動きは着実に進んでいる。</p>	<p>国連改革の一環として、平成18年3月に総会決議によって人権委員会に替わって設置が決定された人権理事会においても、国際社会の人権の保護・促進のため議論に積極的に参加する。(平成18年度予算額 2,479,408 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
<p>11 - 4 国際組織犯罪への取組</p>	<p>国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力の強化</p>	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>  (理由)国際的な法的枠組みづくりへの参画については我が国の条約締結について国会承認が得られたこと、多様な国際的枠組の会合に積極的に参加し他国との関係構築を図ったこと、人身取引対策についても政府の施策が浸透しつつある点等があげられる。</p>	<p>人身取引対策のための施策を進めるとともに、国際組織犯罪防止に関する国際的な連携・協力分野でのより積極的なイニシアティブに努める。(平成18年度予算額 282,398 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度の重点外交政策である。</li> </ul>
<p>11 - 5 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組</p>	<p>大規模自然災害、紛争等により生じた大量難民、国内避難民等に対し国際機関への支援を通じ、人道的な緊急支援を実施  国内における難民及び難民申請者に対する支援</p>	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>  (理由)  (1)平成17年度は、インド洋津波支援、パキスタン等大地震被害支援等大規模災害に対する緊急人道支援が行われたが、我が国としては、国連等緊急アピールに早急に応えるべく、迅速な支援実施を行うことが出来たことは評価できる。また、厳しい財政事情の中、人道支援国際機関に対して継続的に資金を拠出することで、国際人道支援業務の円滑な実施に向けての貢献を行うことが出来た。そうした中、グテーレス国連難民高等弁務官、モリスWFP事務局長、エグランド国連事務次長(人道問題担当)、アブザイドUNRWA事務局長等が訪日し、人道支援政策、継続的な協力関係の構築、「人間の安全保障」の考えに基づくパートナーシップの促進について協議することが出来た。  (2)国内における難民及び難民申請者に対する支援については、平成16年度に引き続き、平成17年度も100人を超えるインドシナ難民の家族を我が国に受け入れ各種定住支援を実施し、</p>	<p>人道支援への取組は、中長期的視点からの取組、国連等での議論をどのように施策に組み込んでいくか引き続いて検討する。我が国での難民等の支援については、今後条約難民定住支援の円滑な実施に向け、後継施設を含めた条約難民の定住支援の支援実施体制の強化を行う。また関係省庁・NGO等との連携強化によるきめの細かい支援を引き続き追求していく。(平成18年度予算額 500,848 千円)</p>

		インドシナ難民受け入れ業務を終了することが出来た。また、平成18年度より、条約難民を対象として実施する定住支援事業の継続的な実施の体制作りを行うことができた。	
11 - 6 地球環境問題への取組	国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組への貢献 開発途上国に対する防災政策の普及等の支援	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b> (理由)</p> <p>(1) 京都議定書の発効・運用ルールの確立、G8グレンイーグルズ行動計画の策定、南極条約の環境上の緊急事態から生じる責任に関する附属書(仮称)の採択、ITTA改定交渉の妥結等に実質的に貢献したことにより、国際的なルールの策定、実施に向けた取組みを促進したため。</p> <p>(2) クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップの発足、DESDや水問題への関心の高揚、違法伐採対策の推進に実質的に貢献したことにより、既存の枠組みがない分野の取組みを促進したため。</p> <p>(3) 世界的な「兵庫行動枠組」の実施を推進し、防災政策の普及に貢献したため。</p>	<p>地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に対する議論の促進に努めている。(平成18年度予算額 6,780,151 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
11 - 7 国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強	国際機関において、より多くの邦人職員が、管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること	<p><b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b> (理由) モデル事業の目標値は達成した。国際機関における邦人の参画の促進と邦人職員の増強という目標自体は、ごく短期間では成果が上がりにくい事項であるものの、国際機関における邦人職員数が近年大幅な増加となっており、中長期的な目標達成に向けて、想定以上の成果があったことを示している。</p>	<p>より一層の邦人職員の増強を目指す。若干ではあるが、国際機関人事センターHPへのアクセス件数が減少したことを受け、当センターHP及びその業務について、より周知広報していく。(平成18年度予算額 1,089,914 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>

## 12. 国際法の形成・発展に向けた取組

基本政策目標: 新たな国際ルール作りへの積極的な貢献

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
12-1 国際法規の形成への寄与等外交実務への活用	国際法規の形成への我が国の主張の反映及び新たな国際ルール作りへの積極的貢献 研究会及び意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見の外交実務における国際法解釈及び法的な助言への活用等 国際約束に関する情報を集約・活用	<b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由) 国際法に関連する主要な国際会合すべてに我が国関係者が出席し、我が国の立場を表明することを通じて、国際法規の形成に貢献するとともに、30回以上の研究会等を通じて得られた知見を基礎に、我が国の国益を踏まえ、海洋権益問題、反日デモをめぐる中国への対応などに際して、案件処理の指針となる国際法上の解釈を提示してきたことは、目標の達成に向けて進展があったことを示している。	平成18年度においても引き続き積極的な取組みが求められており、特に、国際刑事裁判所への早期加入、海洋をめぐる問題等に関する取組みを一層強化する必要がある。(平成18年度予算額 91,863 千円)  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
12-2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去	<b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由) (1) 戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日ロ平和条約交渉につき、日朝関係において、六者会合及び日朝政府間協議が再開されたのみならず、六者会合においては六者会合として初の共同声明が発表され、その中で北朝鮮が、「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な廃棄を約束するなど、重要な前進があったこと、及び日露関係において、プーチン大統領訪日及び日露首脳会談が実現したのみならず、同会談において日露平和条約問題について両国が共に受け入れられる解決を見いだすよう努力することで一致したほか、テロやエネルギー等の分野における12の文書に署名するなど、「日露行動計画」に基づき幅広い分野で両国の協力を一層強化していくことで一致したことは、日本の周辺諸国と安定した関係を築くことにより、我が国の外交・安全保障の基盤的枠組みを構築するという目標	(1) 平成18年度においても、引き続き、日朝間の諸問題及び日露平和条約に向けた交渉に積極的に取り組んでいる。 (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器の拡散に関する条約については、核テロ防止条約、香港、中国及びロシアとの刑事共助条約等につき締結に向けた準備を進めている。 (平成18年度予算額 7,797 千円)  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>

		<p>に向けて、国際法的論点についても適切に対処しつつ、一定の成果があったことを示している。</p> <p>(2)テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施につき、包括テロ防止条約等の条約の交渉妥結に向け、我が国としての貢献を強化したのみならず、核テロ防止条約、核物質防護条約改正、海洋航行不法行為防止条約の改正議定書等が採択され、日韓刑事共助条約及び国連腐敗防止条約の締結につき国会の承認を得られたことは、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築及びその下での国際的な協力の実施に寄与し、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去等の目標に向け、着実な成果があったことを示している。</p>	
<p>12 - 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施</p>	<p>多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進</p> <p>国民生活に影響を与える様々な分野での国際的ルール作りへの参画や日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進</p>	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b></p> <p>(理由)</p> <p>(1)経済連携協定につき、平成 17 年 12 月にマレーシアとの間で署名(その後、平成 18 年 4 月に国会の承認を得た。)。平成 18 年 2 月にタイとの間で条文を基本的に確定。また、平成 17 年度においては、フィリピンとの交渉を継続するとともに、ASEAN 全体、インドネシア及びチリとの間での交渉を開始するなどの進展が見られた。</p> <p>(2)国民に影響を与える経済・社会分野での国際約束につき、平成 17 年度には 6 本の条約が国会で承認され、平成 18 年通常国会には 6 本の条約を提出するなどの進展が見られた。</p> <p>(3)我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための二国間協定につき、平成 17 年度には 2 本の条約が国会で承認され、平成 18 年通常国会には 4 本の条約を提出し(前述の日・マレーシア経済連携協定を含む。)、更に協定作成交渉が進められるなどの進展が見られた。</p>	<p>(1)FTA / EPA が量的に膨大であるため、締結のための作業量も甚大なものになってきている。取組方法について工夫が必要。WTO 新ラウンド交渉についても、交渉結果を条約化する段階が迫っており、法的な検討を強化している。</p> <p>(2)国際約束作成に当たって、一層の情報収集や意見交換等により、他の交渉参加国の立場への理解を深め、働きかけを強めている。</p> <p>(平成 18 年度予算額 18,260 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 18 年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成 19 年度の重点外交政策である。</li> </ul>

### 13. 広報文化交流に関する取組

基本政策目標: 海外向け広報の実施、国際文化交流事業を展開・促進、及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により、諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り、日本外交を展開する上での環境を整備すること

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
13 - 1 海外広報	海外における対日理解の増進、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解の促進	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当省の実施する広報活動は一定程度対象者に届いていると考えられる。</li> <li>海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。</li> </ul>	<p>我が国の政策や立場についての広報(政策広報)の拡充を図るとともに、現代文化の魅力等も活用しつつ、等身大の日本の発信を目指す。また安倍総理所信表明演説(第165回国会)にもあるとおり、「美しい国、日本」の魅力のアピールし、国家としての対外広報を戦略的に実施すべく広報事業の実施に必要な広報体制の整備を引き続き進める。(平成18年度予算額 1,236,557 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
13 - 2 国際文化交流の促進	文化交流事業を展開・促進・支援することにより、日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図る。	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由)文化交流の施策目標は、諸外国国民の対日理解の促進、対日好感度の向上、諸国民との相互理解の促進等であるが、文化交流事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握できないのみならず、国際情勢の変化や相手国政府の対日施策等の外部要因によって大きな影響を受ける。よって、文化事業の効果については、周辺的なデータにより判断せざるを得ない(よって、達成の程度についても直ちに把握することができない)が、在外公館や国際交流基金の実施している文化事業の裨益者の満足度も高く、日本語学習者数等、一部のデータについては前向きな統計が得られている。さらに、文化事業のより効果的な実施を確保するための様々な取り組みが行われているので、目標の達成に向けて進展があったと評価することが出来る。</p>	<p>新たに発生した外交上の必要性に応じて、文化交流事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他の制度との連携の強化、招へい事業の事後措置の強化、国際交流基金における自己収入の確保等によって、より効果的な事業の実施に努めていく。(平成18年度予算額 14,106,490 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>

<p>13 - 3 文化の分野における国際協力</p>	<p>文化、スポーツ、教育の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること</p>	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b>  (理由)文化協力の施策目標は、人類の文化の更なる発展及び親日感の醸成等であるが、文化協力事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握できないのみならず、国際情勢の変化や相手国政府の対日施策等によって大きな影響を受ける。よって、文化協力事業の効果については、周辺的なデータにより判断せざるを得ないが、実施された事業の裨益者の満足度も高く、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取り組みが行われている。  よって、目標の達成に向けて進展があったと評価することが出来る。</p>	<p>新たに発生した外交上の必要性に応じて、文化協力事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、ユネスコなどの国際機関や他団体、他スキームとの連携の強化、「日本の顔」が見える支援の強化、既存の案件に係るフォローアップの実施等によって、より効果的な事業の実施に努めていく。(平成18年度予算額 10,204,964 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
-----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 14. 広報活動・報道対策

基本政策目標: 我が国の外交政策に関する国民の理解の増進及び海外における対日理解の増進

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
14-1 効果的な外国報道機関対策の実施	外国報道機関による報道を通じ海外における対日理解・対日親近感の醸成及びわが国の政策への理解を増進する。	「 <b>目標の達成に向けて相当な進展があった。</b> 」 (理由)平成17年度は、戦後60周年の節目の年であり、諸外国において、日本の歴史認識や周辺国外交、戦後日本の歩みに関し、ややもすると事実誤認に基づく報道が多くなされた。中でも、4月に発生した中国における大規模な対日抗議活動に絡んでは、事実誤認に基づく報道や偏向的論調が多く見受けられたが、そのような中であって、反論投稿掲載率7割以上を達成できた。また、英文プレス・リリースも527件発行し、記者会見も85回、インタビューも61件実施し、情報発信につとめ、諸外国における対日理解を増進させることができたということは、相当の効果であった。	新内閣の発足や北朝鮮核問題をはじめとする国際情勢の大きな変化の中で、本施策実施の必要性が一層高まっており、継続している。(平成18年度予算額593,871千円)  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
14-2 適切な国内広報・報道機関対策の実施	外交政策に関する情報を適時に分かりやすい形で国民に提供することにより説明責任を果たすこと	「 <b>目標の達成に向けて進展があった。</b> 」 (理由)報道機関へのプリーフィングやプレスリリースの発出、タウンミーティングや講演等の国民への直接説明を通じて、我が国外交政策に関する情報を適時に分かりやすい形で国民に提供したことで、外交への国民の関心を深め理解の増進に寄与することができたとともに、国民からの多種多様な意見を的確に把握することができた。	外交政策に関する国民への情報提供や説明責任は終了という期限が設けられるものではなく、引き続き適切な国内広報・報道機関対策の実施及び戦略的情報発信に努めている。(平成18年度予算額865,976千円)  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
14-3 効果的なIT広報の実施	インターネットを通じ、外交政策に対する国の内外の理解を促進する。	「 <b>目標の達成に向けて進展があった。</b> 」 (理由)ホームページのアクセス数の増加及びバリアフリー化への対応の進展の状況から、目標に向けて進展があったと言える。また、このホームページを通じた広報は省内の連携体制改善につながり、外交政策をより効果的に内外に説明することに寄与した。	更に使い易く、分かり易いホームページ作りと迅速な情報提供に努め、国民への説明責任を果たしている。(平成18年度予算額221,769千円)  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>

## 15. 領事政策

基本政策目標: 国民の利便に資する領事業務の実施

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
15 - 1 領事サービスの改善・強化	領事サービス・邦人支援策の向上・強化 領事業務実施体制の整備 日本旅券に対する信頼性の確保	<b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由)領事業務のIT化の促進、手続の簡素化、福利厚生面での邦人に対する支援強化、領事業務実施体制の整備、IC旅券の導入等により、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは、全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。	技術の進歩に対応したさらなるIT化推進や次世代旅券の開発、今後の邦人ニーズの増加・多様化への対応、領事担当官の人的資源の適正な配置に的確に対応する必要がある。(平成18年度予算額 7,200,344千円)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
15 - 2 海外邦人の安全確保・危機管理体制の強化	海外邦人の安全確保のための広報・啓発及び援護体制の更なる強化	<b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b> (理由)平成17年度においては、それぞれの分野で進展があり、全体としては十分な進展があったと考える。平成16年12月26日に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋津波の未曾有の悲惨な被害に関する国民の記憶は鮮明であり、大規模災害に対する危機意識と安全策の必要性に関する認識及び国民世論が高まったことは、取組の後押しになった。また、本件災害の経験を踏まえ、今までの取組を見直し、短期、中・長期的な取組に向けた計画策定が進展した結果、既存の枠組みでの工夫による体制強化、将来的な予算要求、定員要求に確実に反映することができた。	2007年問題等平成18年には高齢層の潜在的な海外渡航人口が増加すること、及び想定以上の規模の自然災害、混乱する国際・地域情勢を背景とするテロ等大規模緊急事態の多発傾向を受け、継続的かつ早急な海外邦人安全対策・体制の強化を図る。この一環として、北米及びカナダでの大規模自然災害などの緊急事態時に生じる通信障害を考慮し、被災者と被照会者間で迅速かつ円滑な安否確認を補完する「全米カナダ邦人安否確認システム」を平成18年9月8日に立ち上げた。(平成18年度予算額 357,233千円)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
15 - 3 外国人問題への対応強化	人的交流拡大と出入国管理等厳格化の要請に応える 在日外国人が抱える問題への積極的取組み	<b>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</b> (理由)アジア諸国・地域に対する短期滞在査証免除・査証緩和措置の効果もあり、入国者数が大幅に増加する一方、不法残留者数、犯罪検挙人員に増加は見られず、人的交流拡大と出入国	国内関係省庁との連携、関係各国との領事当局間協議を通じた対話を進め、査証問題、在日外国人問題への取組を強化する。(平成18年度予算額 739,351千円)

		<p>管理等厳格化の両方の要請に十分応えることができた。また、在日外国人問題についてのシンポジウムは、国内関係省庁、地方公共団体、メディア、経済団体等との議論を活発化させ、移民問題を抱える諸外国の経験を把握する上で有効であり、国内啓発に役立った。相手国政府との領事当局間協議は、関係各国政府との議論を活発化させ、連携強化に大きく役立った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

## 16. 的確な情報収集及び情勢分析への取組

基本政策目標: 的確な情報収集及び情勢分析の成果を政策決定ラインに適時に提供することにより、日本の平和と繁栄、及び国民の生命・安全・利益を確保する外交政策の立案・実施に寄与

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
16-1 的確な情報収集及び情報の政策決定ラインへの提供	情報収集の強化と政策決定ラインへの適時の情報提供により、外交政策の立案・実施に寄与すること	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b></p> <p>(理由) 本省と在外公館双方の関係者が一堂に会する会議の開催等により、在外公館に対し収集すべき情報は何か本省側の問題意識を的確に伝えたとともに、在外公館の情報収集活動を活発化することが可能となったこと、新たな情報源の開拓により在外公館の情報収集能力を強化できたこと、さらに政策部局へのブリーフ等を通じて情報の政策決定ラインへの適時・的確な提供が可能となったことから、総合的に見て、的確な情報収集及び情報の政策決定ラインへの提供という政策目標に向けて、想定された成果があったことを示している。</p>	<p>情報収集活動が一定の成果を得るためには長期的な視点が必要であり、平成18年度以降も在外公館における情報収集活動強化のための施策を継続又は拡充していく。(平成18年度予算額 592,900 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
16-2 的確な情勢分析及び分析の政策決定ラインへの提供	情報分析能力の強化と政策決定ラインへ適時の情勢分析の提供により、外交政策の立案・実施に寄与すること	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b></p> <p>(理由)</p> <p>(1) 外部有識者等の知見の一層の活用、分析要員のための研修等を実施することにより、情勢分析ペーパーの作成量及び質に向上がみられたこと。</p> <p>(2) 大臣、政務官等への幹部への各種ブリーフを活発化できたこと、また右ブリーフへの政策部局からの積極的な参加を推進したことにより、政策決定ラインへの適時・的確な情勢分析結果の提供が行えたこと。</p>	<p>情報分析能力の更なる向上のため、国内外の専門家との分析に関する意見交換の増大、関連情報のデータベースの更なる拡充、専門分析員の若干名の増加等の措置をとる。(平成18年度予算額 45,100 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>

## 17. 外交実施体制の強化

基本政策目標: 我が国の安全と繁栄を確保し、国際社会の一員としての責任を果たす、能動的かつ戦略的な外交実施体制の強化

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
17 - 1 ITを活用した業務改革	業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化の推進	<p><b>「平成17年度の目標を達成した。」</b> (理由及び新たな目標設定等の説明) (1) ホストコンピュータ上で運用している業務・システムの再構築比率で、平成17年度の目標である30%以上を達成した。(引き続き平成19年度末までに100%の完了を目指す。) (2) 平成18年3月に策定した領事業務の業務・システムの最適化計画に沿って、平成18年度以降、定型業務のシステム化、各種端末等の統合化、ホストコンピュータ(領事業務)のオープンシステム化に着手し、平成21年度までの完了を目標とする。</p>	<p>(1) 府省共通「人事・給与関係業務情報システム」の整備・開発状況を勘案しつつ、ホストコンピュータシステムの再構築事業を推進していくとしていたが、府省共通の同システムについて最適化計画が見直されることとなったため、当省の「人事・給与等業務システム」は平成19年度末まで再構築を完了することが不可能となった。 そのため、府省共通システムを導入・移行するまでの間について、当省において現在稼働中の「人事・給与等業務システム」をオープン環境に移行することにより再構築を行う等の措置を検討している。 (2) 領事業務においては、領事窓口業務のIT化を進めつつ、使い勝手の良い電子申請(証明申請)の方式を検討していく。また、メールマガジンの緊急通報について在留届のデータベースと自動連携を図り、在外公館を含め使い勝手の良いシステムの構築を目指す。 (平成18年度予算額 661,940 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
17 - 2 ODAの実施体制の強化	体制の強化による効果的・効率的なODAの実施	<p><b>「目標の達成に向けて進展があった。」</b> (理由) 所定のセミナーや協議会等の実施、現地 ODA タスクフォースの設置等を行い、また、日本NGO支援無償資金協力を通じたNGOへの資金面での協力やJPF(ジャパンプラット・フォーム)との連携による事業等を行い、予定通りの業務を執行した。</p>	<p>ODAをより効率的・効果的なものとするため、援助政策の立案及び実施体制の強化や国民参加の拡大等の一連の措置を講じ、取組を継続する。(平成18年度予算額 2,918,000 千円)</p>

<p>17 - 3 外交実施体制基盤の整備・強化</p>	<p>激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制の整備・強化</p>	<p>「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1)能動的・戦略的な外交を展開するための体制強化については、厳しい制約の中、平成18年度の定員要求で合計118の定員増を達成し、純増を確保したことにより一定の進展が得られた。 (2)在外公館の警備体制の一層の強化については、各種の物的な警備強化措置やソフト面での警備対策や警備訓練を実施した等、想定どおりの進展があった。 (3)緊急事態の発生に備えた体制整備については、緊急事態発生時の本省連絡体制や基本マニュアルを策定活用し、想定どおりの進展があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul> <p>(1)能動的・戦略的な外交を展開するための体制強化 外交実施体制は今後とも更に強化する必要がある。本年8月の機構改革では、ODAの企画立案機能を強化するため、国際協力局を創設した他、南部アジア地域18か国と日本との外交関係を強化するため南部アジア部を設置した。 (2)在外公館の警備体制の一層の強化 テロリストの攻撃は年々威力を増しており、適切な措置を施さないと甚大な人的・物的損害を蒙ることは避けられない状況であり、警備体制の更なる強化に努めている。 (3)緊急事態の発生に備えた体制整備 緊急事態は多様化しつつあり、常に最善の体制を整備する必要があるため、目標の達成に向けて取組を継続する。 (平成18年度予算額 6,798,548 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 平成19年度の重点外交政策である。</li> </ul>
------------------------------	---------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## II. 政府開発援助

### 1. 政府開発援助における政策

基本政策目標: 国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること

施策	施策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況 (平成18年度以降の取組)
対ケニア国別援助政策	我が国の対東アフリカ援助の拠点国の一つとして、その発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図る。	<p>(1) 目標の妥当性 ケニアの開発計画との整合性は、概ね妥当である。</p> <p>(2) 成果の有効性 (イ)「人材育成」は、全体として改善の方向性にある。 (ロ)「農業開発」は、この数年間、産出額、付加価値額とも同水準で推移しており微増の傾向にある。 (ハ)「経済インフラ」は、国際・国内幹線などでも未舗装の道路が残り、電力は一定割合(総需要の2.5～5%程度)の輸入が依然続いている。 (ニ)「保健・医療」に関して、エイズ感染率は最も深刻であった2000年の約半分の水準となったが、幼児死亡率が高いなどエイズに関するMDGsの達成には、未だ課題がある。 (ホ)「環境保全」に関しては、安全な水へのアクセスについて、都市部と地方で大きな差がある。</p> <p>(3) プロセスの適切性 対ケニア国別援助計画のプロセスは適切であった。</p>	<p>(1) 日本の比較優位にある分野、ドナー協調の中で日本が戦略的にリードをとれる分野を絞り込み、援助を集中させる。</p> <p>(2) 現状の開発課題と、その解決手段のロジックを明確にした目標体系図を計画策定の時点で策定しておく。</p> <p>(3) 他の地域協力(メコン地域、中米地域)を例として、東アフリカに波及するような協力を実施する。</p> <p>(4) ケニアIP - ERSに組み込まれたモニタリング・評価のメカニズムを利用しつつ、必要な場合は迅速・柔軟に対応する仕組みを検討する。</p>
対セネガル国別援助政策	我が国の対西アフリカ援助の中心国として、その発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図る。	<p>(1) 目標の妥当性 ODAの上位政策と基本的に合致しており妥当。セネガルの開発ニーズとの整合性に関し、同国の第9次経済社会開発計画や完全版PRSP(貧困削減戦略文書)の重点分野にも概ね整合的であり、妥当である。</p> <p>(2) 成果の有効性 水供給、人的資源開発(職業訓練)、水産分野が、有効性が高かった分野と言える。セクター間連携、市民社会との連携、他ドナーとの援助協調に関する取組は限定的であり、更なる</p>	<p>(1) 援助協調等他ドナーの動きも踏まえつつ、中長期的視点に立った「国別援助計画」の策定を検討する。同計画の策定には、可能な限り、ハイレベルの政策協議を開催し、我が国のメッセージ性を明確にうちだしていく。</p> <p>(2) 同国のPRSPに整合する形で、開発課題を絞り込み・設定し、右課題達成のためにセクター(分野)の絞り込み・整理を検討する。</p> <p>(3) PRSP等セネガルの開発目標を踏まえ、今般</p>

		<p>援助効果向上に向けて改善の余地がある。</p> <p>(3) プロセスの適切性 対セネガル国別援助政策の実施プロセスは概ね妥当と言える。</p>	<p>策定予定の国別援助計画の中で上位目標を設定し、右を達成するためのシナリオを明確に描くよう検討を進めていく。</p>
対タンザニア国別援助政策	<p>我が国の対アフリカ援助の拠点国の一つとして、その発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図る。</p>	<p>(1) 目標の妥当性 ODAの上位政策と基本的に整合している。タンザニアの開発ニーズと基本的に整合していると判断され、目標は妥当。</p> <p>(2) 成果の有効性 農業、保健、道路、水、PRS対応等で有効性が高かった。全体としてみると相互の連携は必ずしも十分とは言えず、全体的な相乗効果はやや弱かった。</p> <p>(3) プロセスの適切性 「援助計画」の策定過程については、当時、タンザニアで進展中の援助協調に関する情報を必ずしも十分取り込めなかった。定期的なフィードバック体制の確立が望まれる。</p>	<p>(1) 次期対タンザニア国別援助計画においては、「選択と集中」の観点から我が国が取り組むべき重点課題(乃至分野)を明記すると共に、同国の援助協調に対する基本的な方針を明記する。</p> <p>(2) 国別援助計画海底に際してはそのスピードの迅速化を図る。</p>
対カンボジア国別援助政策	<p>国家再建に取り組む同国を支援し、同国更にはアジアの平和と安定に寄与する。</p>	<p>(1) 目標の妥当性 ODAの上位政策と基本的に合致しており妥当。カンボジアの開発ニーズに関しては、同国の国家戦略開発計画(NSDP)上の重点分野とも概ね整合性がとれており、妥当。</p> <p>(2) 成果の有効性 我が国の支援は、経済成長および貧困削減の双方で、バランスのとれた支援に努めている。カンボジア政府や他ドナーからもカンボジアの開発にインパクトを与えていると評価され、対カンボジア国別援助計画の成果は有効であった。</p> <p>(3) プロセスの適切性 策定過程で様々な利害関係者との対話もたれており、プロセスの透明性が確保されている。</p>	<p>(1) 被援助国の開発戦略との整合性、タイミングを考慮して策定・改定されているところ、今後書いて予定の国別援助計画において引き続き右に留意する。</p> <p>(2) 現地政府との政策協議結果、日本の比較優位、他ドナーとの補完性等を踏まえた総合的見地より、「選択と集中」すべき分野を決定する。</p> <p>(3) 同国の国家戦略開発計画(NSDP)でも民間セクター開発は課題となっており、今後改定予定の国別援助計画においても繁栄することが可能かどうか検討していく。</p> <p>(4) 国別援助計画改定時には、課題設定型の開発目標体系を設定する場合でも、重点セクターと課題解決のためのアプローチとの関係をより</p>

			明確にする。
平和の構築に関する我が国の援助政策	紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、その後長期的にわたって安定的な発展を達成する。	<p>(1)目標の妥当性 我が国外交の基本方針及びODA基本方針に合致するものであり妥当である。また、対アフガニスタン政策の目標は現地のニーズに合致しており妥当である。</p> <p>(2)成果の有効性 アフガニスタンにDDRに対し、我が国は、資金的にも政治的な取組の側面においてもDDRプロセスの進展に総合的に貢献した。 緒方イニシアティブの目標を達成するために、よりしっかりとした枠組みやツールが必要である。 幹線道路支援では、利便性の向上、経済活性化等の効果が見られた。</p> <p>(3)プロセスの適切性 柔軟な人材配置・体制構築を行い、既存のスキームの運用改善・拡充に努めてきたが、更に迅速な支援を目指すための改善が望まれる。</p>	<p>(1) 長期の紛争後人材が枯渇しているような国においては、技術協力を行うにあたり、平和構築プロパーの支援以前に行政能力形成から始めなくてはならないこともあることを踏まえ、そのようなコンポーネントを予め技術協力に組み込むことを検討している。</p> <p>(2) スピードが勝負である平和構築支援に対応できるように、平和構築支援においては既存の援助スキームを迅速に行えるよう柔軟にする。既に柔軟な運用がされるようになったスキームについても、平和構築支援の現場の状況と比較しながら、更に改善できるかどうかのフォローアップを継続的に行う。</p> <p>(3) アフガニスタンにおける草の根無償の活用のように、地域住民が直接裨益し、平和の配当を実感できるよう草の根無償を広く迅速に実施するとともに、草の根の実施を通じ地域住民・有力者との信頼醸成を築けるように配慮する。</p>
貧困削減	途上国の教育、保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野への支援を通じ、貧困削減に寄与する。 また、途上国の持続的成長、雇用の増加及び生活の質の改善に貢献する。	<p>(1)目標の妥当性 国際的な援助潮流の方向性と合致しており、妥当である。</p> <p>(2)成果の有効性 東アジアは我が国のODAが経済成長の基盤作りに寄与した結果、貧困削減が進み、MDGs達成の軌道に乗せることに貢献した。 エチオピアでは、道路セクターに対してある程度集中して支援しており、エチオピア政府の評価は高い。</p> <p>(3)プロセスの適切性 研究機関を活用してニーズの把握や情報の発信を行った例が挙げられる。</p>	<p>(1) 引き続きDAC・貧困削減ネットワーク(POVNET)への積極的な関与等を通じ、「経済成長を通じた貧困削減」といった我が国の取組を国内外へアピールするよう努める。</p> <p>(2) 我が国の援助スキーム間の連携を促進し、援助の相乗効果(プログラム化)を促進する。</p> <p>(3) 我が国が比較優位を有する部分と他ドナー・国際機関、あるいはNGOが比較優位を有する部分との連携を強化し、援助の効果向上を図る。</p>

		<p>ベトナムでは、有償、無償、技術協力の二国間援助スキームを組み合わせ、効果的に援助を実施する取組が複数行われている。民間との連携、外部知識の積極的活用を通じ我が国の援助効果の向上や広報効果が認められた。</p> <p>事前評価を含む事業計画段階において種々の分野別イニシアティブがどの程度考慮されているのか必ずしも明確ではない。</p>	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 2. 政策評価法第7条2項第2号イ及びロに基づく事後評価(政府開発援助に係る未着手・未了案件)

### (1) 政府開発援助に係る未着手案件(1件)

案件名 (借入国)	交換公文 締結日	借款契約 承諾日	事業目的	平成18年度政策評価の結果・対応方針	政策への 反映状況
ジャカレバグア流域環境 改善計画 (ブラジル)	2000年 7月14日		リオ・デ・ジャネイロ市南東部のジャカレバグア地域において頻発する洪水による人的・経済的被害の軽減を図り、もって同流域の生活環境改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、連邦政府と州政府との間で調整中。</li> <li>当面の間、ブラジル側の動向を見守る。</li> </ul>	案件を中止

### (2) 政府開発援助に係る未了案件(13件)

案件名 (借入国)	交換公文 締結日	借款契約 承諾日	事業目的	平成18年度政策評価の結果・対応方針	政策への 反映状況
アグサン河下流域灌漑 計画 (フィリピン)	1995年 7月10日	1995年 8月30日	ミンダナオ島北部のアグサン川下流域において、灌漑施設を建設することにより、約8,000haの灌漑可能農地を開発し、これにより同地域の米の生産の増大及び農民の生活水準向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事もほぼ完了している。</li> <li>貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	案件を継続
メトロセブ開発計画(III) (海岸道路) (フィリピン)	1995年 7月10日	1995年 8月30日	都市交通の効率化を目的とした約8kmの海岸道路の建設を行うことにより、メトロセブの更なる地域経済の発展を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、フィリピン側には事業実施能力が引き続き認められること、メトロセブの急激な都市化、人口増加への対応は依然必要であることから貸付を継続する。</li> </ul>	案件を継続
地方道路網改良計画(II) (フィリピン)	1995年 7月10日	1995年 8月30日	全国11州で地方国道の舗装化を行い、安全且つ効率的な地方道路網を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗を妨げていた要因は既に解決し、工事もほぼ完了している。</li> </ul>	案件を継続

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	
リマ - カヤオ上下水道整備計画 (ペルー)	1995年 7月24日	1996年 3月27日	上水道では無収無効水率の軽減とシステム拡充を実施して水需給バランスの改善を図り、下水道では緊急リハビリと末端システム拡充を実施して地域の衛生環境改善を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初より政策決定から10年を超える貸付実行期間を設定していたものであり、何ら遅延は発生しておらず、現在全ての工事は完了している。</li> <li>・ 当初の予定通り進捗していることから、貸付を継続する。</li> </ul>	案件を継続
日・タイ技術移転計画 (タイ)	1995年 9月11日	1995年 9月12日	チュラロンコン大学の教育研究水準の向上を図ることにより、タイ国の理工系分野の人材育成及び日本から同国への科学技術移転を促進し、同国の一層の経済発展を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、タイ側には事業実施能力が引き続き認められること、また、事業の必要性も高いことから、貸付を継続する。</li> </ul>	案件を継続
水力発電所改善計画 (アルバニア)	1995年 10月26日	1995年 11月28日	北部にある既存5水力発電所の設備改善を行うことで、電力の安定供給と発電能力の向上を図り、同国における電力需要の伸びに対応するとともに、余剰電力の輸出によって外貨を獲得し、同国の経済発展に貢献する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、機器の据付もほぼ完了している。</li> <li>・ 貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	案件を継続
二次系送電網拡充計画 (パキスタン)	1995年 10月26日	1996年 3月22日	本事業は220kv送電網の拡充を通じて電力需要増に対応した送電能力を確立すると同時に、効率的な送電システムを構築することで送電ロスを減少させ、エネルギーの有効活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事もほぼ完了している。</li> <li>・ 貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	案件を継続
ジャワ・バリ系統基幹送電線建設計画 (インドネシア)	1995年 12月01日	1995年 12月01日	ジャワ島の新クラテン変電所及び新タクマラヤ変電所を結ぶ50万ボルト基幹送電線等を建設する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、工事もほぼ完了している。</li> <li>・ 貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	案件を継続
防災船調達計画 (インドネシア)	1995年 12月01日	1995年 12月01日	マラッカ・シンガポール海峡におけるタンカー等の船舶事故防止および原油流出事故など災害対応のための専用船を調達・配備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、防災船の引き渡しも完了している。</li> <li>・ 貸付を継続し、早期に完了する。</li> </ul>	案件を継続
海員学校整備計画 (インドネシア)	1995年 12月01日	1995年 12月01日	船員需要の増加に対応すべく、船員養成のための海員学校を3ヶ所に建設する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インドネシア側の海員養成に対する需要は依然強いものの、貸付契約後10年を経てもなお契約に至っていない。</li> <li>・ 貸付を終了する方向でインドネシア側と協議</li> </ul>	案件を中止

				を実施する。	
チタリック川流域保全林造成計画 (インドネシア)	1995年 12月01日	1995年 12月01日	チタリック川流域中心とした約3万3千haを対象として、土壌侵食を防止するとともに農民の収入増大を図る。	・ 事業の進捗を妨げていた要因は解決していること、インドネシア側には事業実施能力が引き続き認められること、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。	案件を継続
アタパディ地域総合環境保全計画 (インド)	1996年 1月11日	1996年 1月25日	急速に荒廃が進行しているケララ州アタパディ地区において、住民参加による植林、水資源開発などの事業を通じ、持続性のある発展を図りつつ、環境保全を図る。	・ 事業の進捗を妨げていた要因は解決していること、インド側には事業実施能力が引き続き認められること、当該地区における土地の荒廃状況に鑑み、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。	案件を継続
カイラン港拡張計画 (ベトナム)	1996年 3月29日	1996年 3月29日	ハイフォン港の東北東約50kmに位置するカイラン港の既存の1バースに新たに3バースを増設する。	・ 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、ベトナム側には事業実施能力が引き続き認められること、北部ベトナム地域の港湾貨物取扱量は増加しており本事業に対するニーズは高いことから、貸付を継続する。	案件を継続

## 事前評価

### (1) 無償資金協力

	案件名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	「ボアコ病院建設計画」 (ニカラグア共和国)	(1) ボアコ病院の医療サービスが改善することに伴い、外来患者数(20,519件/年) 入院患者数(22,953件/年) 手術件数(3,262件/年)等の数値が増加する。 (2) ボアコ病院の患者に対して病状に応じた利用サービスが提供できる。 (3) ニカラグア北東部における医療関連研修を行うことできる。 (4) 本計画の実施により、わが国とニカラグアの友好関係が促進される。 ニカラグアは低所得国であり、本件の実施を先方政府は高い優先順位を付して要請してきている。現ボアコ病院は、1988年のハリケーン災害後、倉庫を病院として活用してきており、病院としての安全面、衛生面が確保されていない。新たにボアコ病院を建設、医療機材整備を行うことは、ニカラグア北東部の医療事情改善につながり、実施することによる効果は大きい。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年5月5日) 供与限度額:13億1,800万円
2	「ワキージャス市及びアレニージャス上水道整備計画」(エクアドル共和国)	(1) 市への給水量が増加する(ワキージャス市:3,460m <sup>3</sup> /日 9,500m <sup>3</sup> /日、アレニージャス市:1,900m <sup>3</sup> /日 4,500m <sup>3</sup> /日)。 (2) 配水池の建設により配水調整が可能となり、時間給水が解消され、24時間給水が可能となり、給水圧も確保できる。 (3) 浄水場を経由すること等により、水道水質が改善され、衛生的な水が両市市民に対して供給される。 (4) 本計画の実施により、わが国とエクアドルの友好関係が促進される。 エクアドルは本件計画の実施を高い優先順位を付して要請してきている。ワキージャス市及びアレニージャス市は、ペルーとの国境地域に位置しており、国境紛争のために開発が遅れていた地域である。開発が遅れていた国境地域における上水事情改善を目的とする本件計画は、基礎生活分野の改善に繋がると共に国境開発にも資することとなり、実施することによる効果は大きい。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年5月11日) 供与限度額:20億900万円
3	「国道二十五号線(カラロ-ウッド間)改修計画」(パキスタン・イスラム共和国)	(1) 道路が拡幅(最小幅員5.0m 7.3m)され、道路線形が改善(最大勾配10% 7%)されること等により、交通の安全性が向上し、交通事故が減少する。 (2) 交通のボトルネックとなっている同区間の状況が改善され、地域の物流が活性化する(同区間の通過時間123分 78分(36%減))。 (3) 輸送、教師の通勤、乗合バスの運行が円滑に行われることにより、周辺住民の生活環境が改善される。 (4) アフガニスタン復興への流通面での貢献が期待され、パキスタン、アフガニスタン両国政府間の関係の改善及び両国と我が国の友好関係促進に寄与する。 パキスタンは、高い人口増加率、低い識字率、失業の増大、エネルギーの不足等困難な経済社会問題に直面しながら積極的に国内開発・貧困削減に取り組んでおり、無償資金協力の必要性が高い。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年5月24日) 供与限度額:40億5,200万円
4	「東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画」(2	(1) 年間を通じた(特に冬季の)東西の地域間交通に対する安全性が増し、安定した物資の供給が確保される。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年5月30日)

	案件名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
	/2期)」(モンゴル国)	<p>(2) 東西区間(バガヌール～ウンドゥルハーン間223km)の移動時間の短縮(平均走行速度20～40kmhが60～80kmhに向上することにより、移動時間5～10時間が2時間半程度に短縮)と大型車の重量制限(総重量14t以下)の撤廃により、輸送コストが低減し、東部地域における農牧業の振興と鉱業の発展に寄与する。</p> <p>(3) 轍と粉塵により草原が消失するのを防ぎ(草原消失面積が約12%減少)、脆弱な環境を保全する。</p> <p>(4) 市場・学校・病院等へのアクセスが容易となり、モンゴル東部3県の地域住民(約108万人)の住民生活レベル向上が期待される。</p> <p>(5) 本案件の実施によって、我が国とモンゴルとの二国間関係が増進される。</p> <p>本案件は、対象地域の幹線道路整備の早期実現に有効で、沿道の経済活性化、地域住民の生活向上に寄与するとともに、地域間格差の是正を通じて国土の均衡ある発展に寄与することから、無償資金協力を実施する必要性が高い。</p>	<p>供与限度額：24億円</p>
5	「ビエンチャン市上水道施設拡張計画」(ラオス人民民主共和国)	<p>(1) 給水状況が改善される( (1)一日平均給水量 78,251m<sup>3</sup>/日 105,001m<sup>3</sup>/日 (2)給水人口 約252,000人 約351,000人 (3)給水普及率 38.5% 45.6% )、</p> <p>(2) 配水池の新設、送・配水管分離及び増圧ポンプ場の改修により、需要の時間的変動に対応した安定給水が確保される。</p> <p>(3) ソフトコンポーネントの実施により、浄水場の技師、オペレータが浄水システム・送配水システムについて理解を深め、適正な浄水場や送配水運転・維持管理が実施できるようになる。</p> <p>(4) ビエンチャン市での公衆衛生環境の改善に寄与するとともに、インフラ整備による同地区での社会・経済活動の活性化が期待される。</p> <p>ラオスにおける水道セクターの開発計画の中で、本プロジェクトの対象地域であるビエンチャン市の水道整備は最も重点が置かれており、同国政府より最優先順位を付して要請されている。</p>	<p>無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年6月2日) 供与限度額：28億7,500万円</p>
6	「ビエンチャン1号線整備計画(第2期)」(ラオス人民民主共和国)	<p>(1) 走行性が改善され、また低速車線又は混合車線を設置し、交通整流を図ることにより、都心部(シカイ～チナイモ間12.3km)の通過所要時間が短縮され(約30分 21分)、幹線道路としての機能が向上する。</p> <p>(2) 歩道、バス停、駐車帯、横断歩道、信号機、街路灯、標識等の附帯設備が整備されることにより、交通事故の減少等安全な交通が確保され、生活道路としての機能が向上する。</p> <p>(3) 冠水日数・時間が減少することにより、人および物の流通が改善される(現状冠水回数 平均73回/年、平均3時間/回)。</p> <p>(4) 幹線道路として機能が向上することにより、物的・人的交通が促進され、社会・経済活動が活性化する。</p> <p>(5) 冠水が減少することにより、沿道の保健・衛生環境が改善される。</p> <p>(6) 本計画の実施により、我が国とラオスの友好関係が促進される。</p> <p>対象道路は、同国における最重要幹線道路であり、同国政府より最優先順位を付して要請されている。本案件の実施により安全な交通が確保され、生活道路としての機能が向上する。</p>	<p>無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年6月6日) 供与限度額：25億5,300万円</p>

	案件名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
7	「キルワ道路拡幅計画」 (タンザニア連合共和国)	(1) 対象区間において朝夕の交通混雑の緩和(平均速度7km/h→20km/h)及び走行安全の確保が実現される。 (2) 輸送の利便性の向上や将来の地域開発に資するなど道路が縦断するケメテ市及び南部沿岸地域住民の全体350万人に裨益する。 タンザニアは本件計画の実施を高い優先順位を付して要請してきている。ダルエスサラーム市は、首都圏であり都市の急激な拡大と交通需要の目覚ましい増加によって、都心部への交通渋滞が激化しており、深刻な交通混雑が発生している。交通事情改善を目的とする本件計画は、社会経済開発の改善に資することとなり、実施することによる効果は大きい。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年6月6日) 供与限度額:11億5,200万円
8	「ザンジバル市街地給水計画」(タンザニア連合共和国)	(1) 対象地域における給水能力の向上(40,100m <sup>3</sup> /日から54,100m <sup>3</sup> /日へ向上) (2) 配水システム改善による需要ピーク時への対応能力の向上(需要ピーク時の必要給水水圧が確保できる範囲が現在の50%から90%に向上) (3) ザンジバル都市部457,000人への裨益(安全な水の安定供給) タンザニアは本件計画の実施を高い優先順位を付して要請してきている。ザンジバル市街地は、財政難のため給水施設の老朽化が進行し、水の需要に対して供給能力が極端に不足し長時間の断水が発生している。給水事情改善を目的とする本件計画は、社会経済開発の改善に資することとなり、実施することによる効果は大きい。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年6月7日) 供与限度額:12億3,000万円
9	「国道1号線改修計画」(カンボジア王国)	(1) 道路の舗装修復や拡幅により、国道1号線の走行性が改善されて、プノンペン～ネアックルン区間の通過所要時間が現行の1時間50分から50分に短縮される。 (2) 道路高の嵩上げやカルバートの増設等により、洪水に対する流下能力が向上し、国道1号線の冠水及びプノンペン市周辺地域への越流被害が防止される。 (3) 幹線道路の機能の向上を通じて、沿道住民の生活上の利便が向上するとともに、物的・人的交流が促進されて、経済・社会活動の発展に資することとなる。 (4) カンボジア王国との二国間関係を増進させる。 カンボジア政府は、内戦、貧困等困難な政治・経済社会問題に直面しながらも、積極的に経済発展のための諸改革に取り組んでおり、無償資金協力の必要性が高い。	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年6月12日) 供与限度額:47億4,600万円
10	「モンドルキリ州小水力地方電化計画」(カンボジア王国)	(1) センモノロム市に電力が安定的に供給されることによって、同市の住民(2012年末時点で約9,000人、1,650世帯と推計)が電化の裨益を受ける。具体的には、1日の電力供給時間が現在の12時間から24時間へ、電化率が32%から80%へ、電気料金がkWh当り48～62円相当から平均17円相当へとそれぞれ改善される。 (2) 電化によって街路燈の整備、学校でのパソコン教育導入、病院での電気医療器具の常時利用などが可能となり、同市が提供する公共サービスの質・量が向上する。 (3) センモノロム市はモンドルキリ州(2012年時点で人口約4万人と推計)の州都であること	無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年6月12日) 供与限度額:10億6,600万円

	案件名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		<p>から、同市の電化が州全体の経済発展を牽引することが見込まれる。</p> <p>(4) カンボジア王国との二国間関係を増進させる。</p> <p>カンボジア政府は、内戦、貧困等困難な政治・経済社会問題に直面しながらも、積極的に経済発展のための諸改革に取り組んでおり、無償資金協力の必要性が高い。</p>	
11	<p>「海賊、海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視船建造計画」(インドネシア共和国)</p>	<p>(1) 新たに供与される巡視船と既存の保有船と組み合わせることにより、海賊多発地帯における警備活動が24時間可能になる。</p> <p>(2) 各基地からの警備範囲が各基地から現状半径170マイルから250マイルまで延長可能となり、海賊多発地域をほぼカバーすることができる。</p> <p>(3) マラッカ海峡を中心とするインドネシア共和国周辺海域の海上保安体制の強化に貢献することができる。</p> <p>(4) マラッカ海峡を航行する船舶輸送(日本船も含む)の安定化を図ることができる。</p> <p>(5) 我が国とインドネシア共和国との友好的な二国間関係を増進させる。</p> <p>テロリストや海賊は国境を越えて活動しており、国際的な協力が重要である。一方で、マラッカ海峡は沿岸国の領海で占められていることから、沿岸国が同海峡の安全確保に責任を有しており、沿岸国の取締り能力を向上させることが重要である。また、インドネシア共和国の海上保安体制の強化は、インドネシア共和国の安定した経済社会開発に寄与するのみならず、2005年3月に同海峡で発生した日本船の襲撃に象徴されるような事件は、我が国の国民の安全及び我が国の経済活動にとって直接の脅威となっており、緊急に解決すべき課題といえる。また、同海峡を挟んだ密輸や不法入国も問題となっている。</p> <p>インドネシア共和国は低所得国であることから、テロ・海賊行為等の取締りやその防止に必要な資機材等の整備が困難な面があり、その対応能力は不十分であるという状況にある。</p> <p>テロ・海賊行為等の効果的な取締り・防止に必要な本案件の実施については、インドネシア共和国政府自身も高い優先順位で要請を行っており、本計画の実施により対象地域の海上保安体制が強化される。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名(平成18年6月15日)</p> <p>供与限度額：19億2,100万円</p>
12	<p>「エルマハラエルコブラ浄水場拡張計画」(エジプト・アラブ共和国)</p>	<p>(1) 新エルマハラエルコブラ浄水場の施設が拡張され、同浄水場の給水量が400リットル/秒から800リットル/秒に増加する。</p> <p>(2) エルマハラエルコブラ市及び周辺村落における本件対象地域の住民約60万人(2010年時の人口)が、安全で安定した給水を受けることが可能になる。</p> <p>(3) 住民の生活水準の向上を通じて、エジプトの経済社会開発に貢献する。</p> <p>(4) 本件の実施でエジプト国民の民生環境が向上することにより、我が国とエジプトとの友好的</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名(平成18年6月20日)</p> <p>供与限度額：24億2300万円</p>

	案件名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		<p>な二国間関係を増進させる。 エジプトは低中所得国であり、本案件の実施についてエジプト政府から高い優先順位を付して要請が行われており、実施により対象地区の給水状況が改善される。</p>	
13	<p>「ヌアクショット・ヌアディブ小中学校建設計画(2/3)」(モーリタニア共和国)</p>	<p>(1) 小学校1教室当たりの生徒数が全国平均の約44人に対してヌアクショットとヌアディブでは70人以上という教室の極端な過密状況が緩和され、学習環境が改善される。 (2) 二分制、二校制の解消により、公平性が確保され、学習効率が向上する。 (3) 中等教育の受入能力の低い地域での進学ニーズに応えることが可能となり、中等教育へのアクセスが改善される。 (4) 本計画の実施により我が国とモーリタニアの友好関係の発展が促進される 同国における基礎教育分野への支援は、同国に対する支援の重点分野でもあり、同国政府ハイレベルからも本件支援につき再三強く要請されている案件である。 また同国は、暫定政府による民主化への移行を目指しており、政党、市民社会は完全な代表性を持つ機関により選挙が実施されることとなる。国際社会の一員としてこの動きをさらにバックアップすべきであり、次代の民主化の鍵を握る青少年の基礎教育を支援することは重要である。</p>	<p>無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年6月20日) 供与限度額：10億7300万円</p>
14	<p>「アスンシオン大学病院移転及び整備計画」(パラグアイ共和国)</p>	<p>(1) 老朽化した施設・機材が更新されるとともに、病院機能を1ヶ所に集約することで、統合的な医療サービスの提供が可能となる。 (2) 施設・機材の整備に伴い、手術件数、内視鏡検査件数等(2000~04年の平均はそれぞれ、5,211件/年、1,308件/年)が増加し、医療サービスの量と質の向上が図れる。 (3) 大学病院としての教育機能の強化により、研修医の患者診療実習回数(2005年は20回/月・人)の増加等の医学教育レベル向上が図れる。 パラグアイ政府は本件計画の実施を高い優先順位を付して要請してきている。貧困層を含む患者へ医療サービスを提供するアスンシオン大学病院整備を目的とする本件計画は、パラグアイの基礎生活分野改善に資することとなり、実施することによる効果は大きい。</p>	<p>無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年6月21日) 供与限度額：13億7,000万円</p>
15	<p>「アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画」(ケニア共和国)</p>	<p>(1) ケニア国内及びアフリカ広域研修のニーズ(約4,800人/年)への対応が可能となる。(現在の受入能力は約2,100人/年) (2) 研修受講者がケニア国内及びアフリカ域内で研修内容を普及させることにより、理数科授業の改善が期待される。 (3) 理数科授業の改善により、中等学校生徒の理数科に対する理解が進み、将来的にはケニア及びアフリカ全土の経済社会開発への寄与が期待される。</p>	<p>無償資金協力の実施 交換公文の署名(平成18年7月4日) 供与限度額：12億1,100万円</p>

	案件名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
		ケニアは、本案件の実施につき、高い優先順位を付して要請を行っている。本件の実施により、理科に関する授業実施体制がケニア国内及びアフリカ域内に普及していくことで、将来的には、ケニアのみならずアフリカ全土の経済発展の一助となると考えられることから実施の効果は大きい。	
16	「タララ漁港拡張・近代化計画（第2期）」（ペルー共和国）	<p>(1) 桟橋の混雑のため帰港後1時間以上の水上待機を強いられていた漁船の割合が、これまでの約15%から4~5%に低減することによって、水揚げ作業の効率化とそれに伴う漁獲物の品質向上、及び安全性の向上が図られる。</p> <p>(2) 漁港排水中のBOD値（生物化学的酸素要求量）が、現状の約300mg/Lから約160mg/Lに低減する。</p> <p>(3) タララ漁港における水産物水揚・一次処理にかかる衛生状況が改善され、出荷される水産物の品質が向上することにより、ペルー国民に対し新鮮かつ良質な動物性タンパク質が供給される。</p> <p>(4) 本計画の実施により、我が国とペルーの友好関係が促進される。</p> <p>ペルー政府は本件計画の実施を高い優先順位を付して要請してきている。また、同国水域は我が国遠洋イカ釣り漁船の主要漁場となっている等、水産分野で良好な関係にある。</p>	無償資金協力の実施 交換公文の署名（平成18年8月1日） 供与限度額：10億2,200万円

(2) 有償資金協力案件

	案件名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	「大エジプト博物館建設計画」（エジプト・アラブ共和国）	<p>カイロの中心にあるエジプト考古学博物館は、年間約200万人が来館し、カイロ観光の拠点の一つとなっている。同博物館は1902年に開館し、展示部門の延べ床面積約2.1万㎡、2階建て、約16万点以上の歴史的収蔵品を展示している。しかしながら、同博物館は建物や設備が老朽化し、収蔵品の保存・修復は適切な技術水準をもっては行われていない。また、収蔵品数は当初予定の3倍以上に増加しているものの、敷地に制約があり同博物館を拡張することはできない。このため、展示スペースは不足し、収蔵品が本来持つ価値を適切に発揮するような展示はできていない。さらに、同博物館は収蔵品を活用したエジプト考古学等の研究・教育を行うことを想定した設計ではないため、一般的に博物館に求められる保存・修復、展示、研究・教育の機能を果たすことができていない。</p> <p>このように、本計画は開発ニーズが高く、対エジプト国別援助計画の重点課題である、経済・社会基盤の整備、産業の振興及び人材育成、教育の充実、に該当し、経済成長の促進と貧困・環境問題の改善に有効であると考えられる。</p>	有償資金協力の実施 交換公文の署名（平成18年4月30日） 供与限度額：348億3,800万円